

# 令和 7 年第 4 回瑞穂市議会定例会追加提出議案

追加提出 令和 7 年 1 月 5 日

## 報 告

報告第 12 号 専決処分の報告について（損害賠償その 2）

報告第12号

専決処分の報告について（損害賠償その2）

公用車による物損事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処  
分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月5日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和7年10月6日午後2時50分頃、公用車が安八郡神戸町大字前田12  
0番地の1先の路上を南進していた際に、相手方の運転者が運転していた車両  
が一時停止のある交差点に西進して進入し、公用車の左後方部分に接触したは  
ずみで、隣地にあった相手方の第三者の所有する車両に公用車が接触した事故  
について、市の過失割合を1割として和解し、損害賠償の額を定めることにつ  
き専決処分したもの。

専決第7号

専 決 処 分 書

令和7年10月6日の岐阜県安八郡神戸町大字前田120番地の1先の路上における公用車による事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のことおり専決処分する。

令和7年11月28日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

所有者 捱斐郡揖斐川町三輪 [REDACTED]

運転者 捱斐郡揖斐川町三輪 [REDACTED]

第三者 安八郡神戸町大字前田 [REDACTED]

2 事故の概要

令和7年10月6日午後2時50分頃、公用車が安八郡神戸町大字前田120番地の1先の路上を南進していた際に、相手方の運転者が運転していた車両が一時停止のある交差点に西進して進入し、公用車の左後方部分に接触したはずみで、隣地にあった相手方の第三者の所有する車両に公用車が接触したもの。

3 和解の内容

相手方の所有者の損害額1,666,720円及び相手方の第三者の損害額594,000円のうち、市側が226,072円を支払うものとする。